【 公 募 】

外国への出願費用の1/2以内を助成！

外 国 出 願 補 助 金

海外の出願国において事業展開を行う府内中小企業者の皆様のため、
『海外出願支援事業』を実施します。

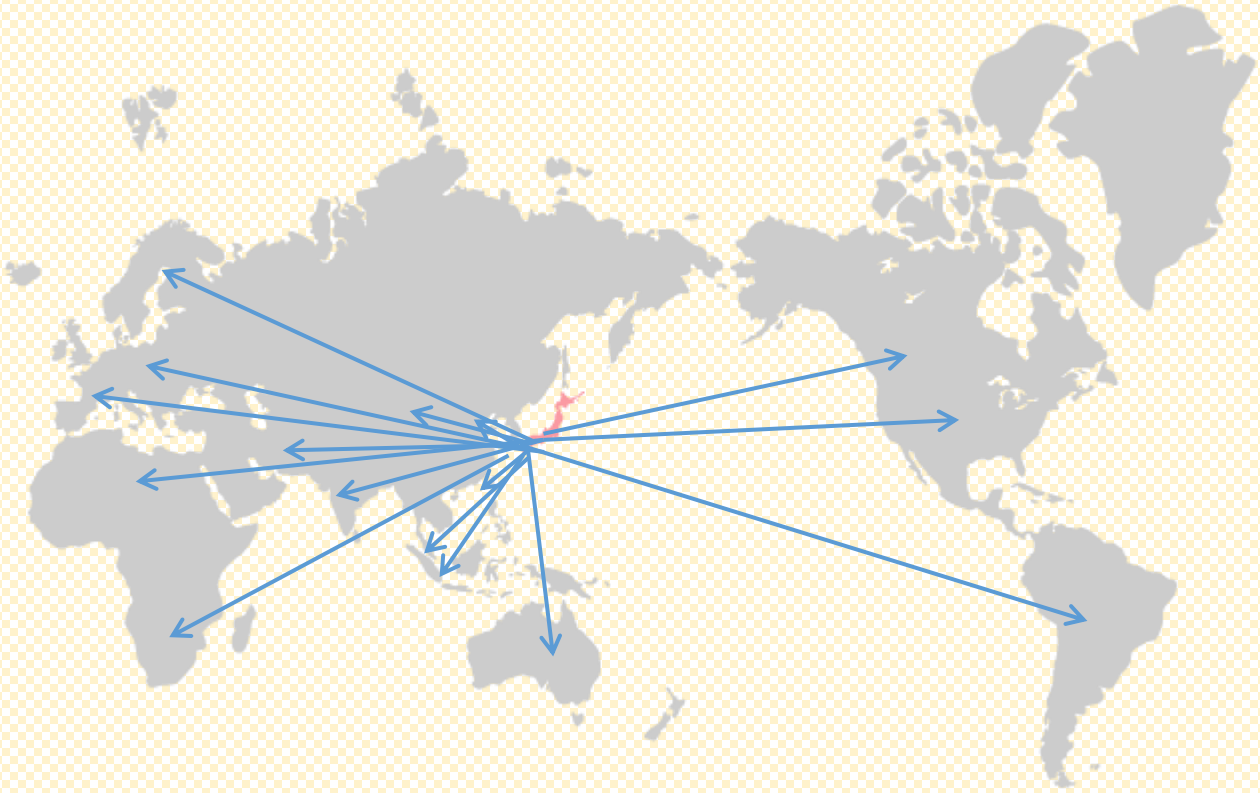

特　許

商　標

意　匠

実用新案

冒認対策商標

受付期間　令和７年５月７日（水）～　６月６日（金）

公益財団法人
京都産業21

海外での産業財産権を活用した事業展開を支援
外国特許庁への出願費用の1/2以内を助成します。

令和７年度

「海外出願支援事業」の公募について

京都産業21では、産業財産権を活用し、海外の出願国において事業展開を行う府内中小企業者の皆様のため、『中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）』を実施します。

受付期間　令和７年５月７日（水）～　６月６日（金）

公募内容	概　　要
対　象　企　業	・京都府内に本社を置く中小企業者等（みなし大企業を除く） ・地域団体商標に係る外国出願の場合は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びＮＰＯ法人
対　象　案　件	既に日本国特許庁に行っている出願（基礎となる国内出願）に基づき、交付決定日から令和７年１２月２２日（月）までに外国特許庁へ同一名義での出願を行った上で弁理士等に支払を完了し、令和８年１月２２日（木）までに京都産業２１へ実績報告書を提出予定であること。
	次のいずれかに該当する方法により、基礎となる国内出願について、パリ条約の規定による優先権を主張して外国特許庁等への出願を行う予定の外国出願。（商標出願は優先権の主張をすることを要しない） ・当該国の法令に基づき外国特許庁への出願を行う方法 ・特許協力条約に基づき外国特許庁への出願を行う方法（ＰＣＴ国際出願を国内段階に移行する方法） ・意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づき外国特許庁への出願を行う方法 ・標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に基づき外国特許庁への出願を行う方法
	※交付決定前に外国出願した案件は対象とはなりません。
助　成　内　容	■採択予定件数　特許１０件　実用新案１件　意匠１件　商標及び冒認対策商標６件
	■補助率　１／２以内　（助成対象経費を1/2にした後、千円未満は切り捨て）
	■１企業の補助金総額（１会計年度内：消費税等を除く）　３００万円以内／年 ■１出願別の補助金額（１会計年度内：消費税等を除く） （イ）特許　１５０万円以内／件 （ロ）実用新案、意匠又は商標（冒認対策商標は除く）　６０万円以内／件 （ハ）冒認対策商標　３０万円以内／件
助成対象経費	○外国出願料　○現地代理人費用　○国内代理人費用　○翻訳費用　など
	※日本国特許庁への出願経費及び消費税、海外付加価値税（ＶＡＴ）等は対象外です。 交付決定後に行った外国出願に要する経費のみが対象。
審査及び採択	■審査委員会による１次審査（書類審査等）、２次審査（申請者のプレゼン・質疑応答等） ■審査委員会（プレゼン審査等）：　令和７年７月４日（金）　（予定）
	■採択事業者決定：　７月中旬　（予定）
申　請　書　等	■申請書は、ホームページからダウンロード　https://www.ki21.jp/subsidy/kobo-r7-gksg/
	■応募に当たっては、ホームページ掲載の実施要領、公募要領、申請書等記入例、よくある質問等をご確認ください。 ■必要書類は公募要領等でご確認ください。
提　出　方　法	■申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添付し、下記の方法でご提出ください。
	■締切日時：　6月6日（金）　午後５時必着　■提出先：（公財）京都産業21　企画総務部 事業成長支援担当
	■提出方法：　持参、郵送・宅配便又は電子メール　（jGrantsを併用した申請も可能。詳細はお問合せください。）

申請から支援の流れ

日本国特許庁への出願 → 申請書・必要書類の提出 財団に → 審査・採択可否の決定 → 交付決定通知 → ※交付決定通知日以降の開始 出願準備開始 → 諸外国へ外国出願 → 代理人費用の支払 → 実績報告書・証憑書類の提出 → 補助金額（実績額）の確定 → 精算払い請求書の提出 → 補助金の交付

※　応募をお考えの場合は、事前に（公財）京都産業21までご連絡ください。

提出先
問合せ先
公益財団法人京都産業２１　企画総務部 事業成長支援担当
TEL:075-315-9425　E-mail：sangaku@ki21.jp
〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町１３４　京都府産業支援センター